

名胡桃の城

令和6年
遊人舎

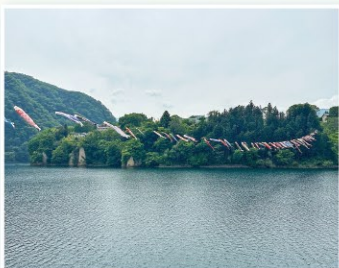
赤谷湖ドライブ

赤谷湖へドライブに行ってきました。

湖上には、たくさん鯉のぼりが泳いでいました。

「外は気持ちが良いね。」と清々しい風を感じながら、

美しい景色を楽しんできました。



お知らせ 6月のイベント



迦葉山参拝



バイキング

よもぎ団子作り

摘みたてのよもぎで、よもぎ団子を作りました。

手作りのあんこの程良い甘さと、

よもぎの爽やかな香りが相性バッチリです。

「昔はよく作ってたんだよ。懐かしいね。」と思いつつ話をしながら
いただきました。



小濱道博先生に訊く

令和6年度からの介護保険法が施行されています。この中で、介護サービス事業者経営情報を、所轄する都道府県知事に報告することが義務化されました。そして、提出をしない、又は虚偽の報告を行った場合は、期間を定めて報告もしくは内容を是正することを命令することが出来るとされています。命令とは、軽微な行政処分です。さらに、命令に従わない時は、指定の取消もしくは業務停止の処分が出来るとされました。財務諸表の未提出程度で、指定取り消しは無いという意見も聞きますが、この認識は誤りです。これは、命令という行政処分を受けても従わない悪質な事業者への罰則だからです。財務諸表は、法人単位ではなく、事業所単位で損益計算書などを作成しなければなりません。財務諸表等の提出方法としては、情報公表システムに入力して送信します。これらは、かなりの事務負担です。提出期限は決算期終了後、3月以内とされました。初年度である令和6年度については、令和6年度末までとなります。事前に、顧問を依頼している会計事務所と今後の進め方を検討してください。毎年の作業をなりますので、出来る限り、会計業務の負担が増えないように事前準備が大切です。

小濱道博

小濱介護経営事務所 代表
 NKK 一般社団法人
 日本介護経営研究協会 専務理事
 C-SR 一般社団法人
 介護経営研究会 専務理事
 一般社団法人介護事業支援会 理事
 C-MAS 介護事業経営研究会 顧問
 ほか



フキの煮物

フキをたくさんいただき、茹でてテラスで筋とりをしました。昼食に美味しい煮物になり、独特の香りと風味で初夏を感じることができました。



今月の BESTショット



じゃがいも植えました

社長コラム

令和6年度
 介護保険法・報酬改定の
 全解説

介護保険制度は、高齢者を取り巻く環境や社会のニーズに合わせて、3年に一度のサイクルで見直されます。今年度は制度改正の年で、みなかみ町地域包括支援センター主催の勉強会が5月に開催されました。

介護事業経営者として、私が今回の改定で最も気になっていたのが介護報酬の改定率です。ニュース等では「介護報酬プラス改定実現」「介護報酬引き上げました。上げ着実に」等、前向きな報道が多くみられました。しかし、中身を見ると、改定率はプラス1.59%。うち0.98%は処遇改善加算(全額を人件費に充てる加算で法人の利益にはならない)で、実際には2月から処遇改善補助金として始まっているものです。となると、プラスとなっているのは本体の0.61%。例えば、デイサービスで見ると1日利用者1人あたり10~30円程度のプラス、30定員のデイサービスでは1ヶ月あたり10,000円程度のプラスにしかなりません。昨今の物価高騰を考慮すれば実質マイナス改定とも言えます。確かに、介護報酬を上げると国民負担が増えますので、バランスを慎重に考えてもらわなければなりません。しかし、この改定率で賃上げを行い、健全な経営をしていくことは大変難しく、経営者に課せられた課題は山積みです。

今回の勉強会で経営者・管理者は、今後の介護事業経営の舵取りのヒントを多く得られたのではないのでしょうか。今回の勉強会の講師であり、本誌のコラムでお世話になっている小濱道博先生は「介護事業において、現状維持は衰退です」と常々仰っています。制度の動向を注視し、サービスの向上を図り、健全な経営が続けられるように努めていきます。

室橋 正晃



体験見学お気軽にどうぞ!

名胡桃の城(通所介護・通所型サービス)

〒379-1314 群馬県利根郡みなかみ町下津1962-3

TEL 0278-25-3722 FAX 0278-25-3881 事業所番号:1072700873

ホームページ yu-jin-sha.com



Instagram毎週更新しています。NAGURUMINOSHIRO 遊人舎ホームページ